

防防調第 1 1 4 6 6 号
2 0 . 1 0 . 2

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

情報漏えい事案等の未然防止に向けた諸対策の徹底について（通達）

情報漏えい・流出事案の未然防止については、それが国の安全保障に直結するとの認識の下、護衛艦「あさゆき」の秘密情報流出事案、イージスシステムに係る特別防衛秘密流出事案等を始めとする一連の情報漏えい・流出事案の発生を受け、省全体としてその絶無に向けた諸対策を推進しているところである。

こうしたなか、今般、防衛秘密の漏えい事案を引き起こした情報本部所属の 1 等空佐に対して懲戒処分が行われたが、このような事案は誠にあってはならないことである。

特に、今般の事案については、同 1 等空佐自身が保全責任者（秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）、防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 37 号）及び特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号）に規定する保全責任者をいう。以下同じ。）として指定されており、保全責任者として率先して秘密の保全に関する適切な監督・指導を行う義務があるにもかかわらず、その義務を怠り、自ら情報漏えい事案を引き起こしたものである。

このような状況を踏まえ、各機関においては、下記の措置の徹底を図り、情報漏えい・流出事案の根絶に努められたい。

記

1 情報漏えい等の未然防止に向けた諸対策の徹底

秘密を取り扱う者について、真にふさわしいと認められる者を、「need to know」の原則に基づき、必要最小限の範囲で指定するとともに、秘密保全に係る重い責任を自覚させるための「誓約書」の提出の徹底、全隊員に対する個別指導の徹底等、現在実施することとされている各種の対策（秘密保全に関する訓令、防衛秘密の保護に関する訓令及び特別防衛秘密の保護に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4607号。19.4.27）、取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20）等）を確実にかつ継続的に推進すること。

2 幹部職員の保全意識の高揚

各機関の長においては、管理者等（秘密保全に関する訓令第2条第3項第1号及び特別防衛秘密の保護に関する訓令第2条第3項第1号に規定する管理者並びに防衛秘密の保護に関する訓令第3条に規定する防衛秘密管理者補をいう。）及び保全責任者等（保全責任者及び保全責任者が指定されていない部署においては各機関の長が指定した者をいう。）に対しても改めて指導を徹底し、幹部職員の保全意識の高揚に努められたい。